

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

〔平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号〕

(改正 令和 5 年 5 月 31 日消防庁告示第 8 号)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）第 5 条及び第 20 条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準を次のとおり定める。

第 1 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第 5 条及び第 20 条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「対象火気設備、器具等」という。）の離隔距離に関する基準を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 離隔距離 対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。
- 2 安全装置 対象火気設備、器具等に設けられるその安全を確保する装置であつて、対象火気設備、器具等が故障等により異常となった際に、自動的に燃焼部への燃料又は発熱部への電力の供給を遮断し、かつ、当該供給を自動的に再開しない装置又はシステムをいう。
- 3 定常状態 測定する位置における温度上昇が 30 分間につき 0.5 度以下になった状態をいう。
- 4 通常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の発熱となる運転をいう。
- 5 異常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の発熱となる運転をいう。
- 6 試験周囲温度 対象火気設備、器具等の試験を行う場合の当該対象火気設備、器具等の周囲の温度のことをいう。
- 7 許容最高温度 通常燃焼の場合又は異常燃焼で安全装置を有しない場合にあつては 100 度を、異常燃焼で安全装置を有する場合にあつては次の表の上欄に掲げる対象火気設備、器具等の種別に応じそれぞれ同表の下欄に定める温度をいう。

対象火気設備、器具等の種別	温度
気体燃料を使用するもの	135 度
液体燃料を使用するもの	135 度
電気を熱源とするもの	150 度

- 8 最大投入量 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等において、当該対象火気設備、器具等に一度に投入することができる固体燃料の量のうち、通常燃焼に達するために必要な量をいう。

第 3 離隔距離の決定

対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。

- 1 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離
- 2 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、

近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離

第4 運用上の注意

第3に定める離隔距離の決定に当たっての運用上の注意は、次の各号に定めるものとする。

- 1 基準周囲温度は、35度とする。
- 2 試験周囲温度が基準周囲温度未満の場合においては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により、試験を行うものとする。
- 3 異常燃焼時において、複数の温度制御装置等を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの温度制御装置等のみを無効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。
- 4 異常燃焼時において、複数の安全装置を有する対象火気設備、器具等については、そのうちの安全装置を有効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。ただし、対象火気設備、器具等が確実に作動する安全装置を有する場合にあっては、当該安全装置を有効とした状態で試験を行う場合に判定される距離により離隔距離を判定することができる。

第5 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の特例

固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第3に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に2分の1を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを1サイクルとして5各繰り返し試験を行い、当該試験において4以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるほか、次の各号に定めるものとする。

- 1 当該試験の実施前に、3時間を限度として対象火気設備、器具等を予熱することができること。
- 2 1のサイクルの終了後、次のサイクルを開始するまでの間、燃焼状態を維持すること。
- 3 最後に実施するサイクルにおいて、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していないこと。

第6 火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備、器具等の離隔距離の特例

通常燃焼時において、対象火気設備、器具等の表面の温度上昇が定常状態に達したとき又は対象火気設備、器具等が連続して運転可能な最大の時間まで運転したときに、当該対象火気設備、器具等の表面の温度が許容最高温度を超えないもの離隔距離にあっては、第3に定める距離にかかわらず、零とすることができる。この場合における運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるものとする。

附則

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の施行に関する基準を定める省令の施行日（平成15年1月1日）から施行する。

附則（令和5年5月31日消防庁告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。